

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	株式会社ニッチツ
【英訳名】	NITCHITSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣瀬 靖夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	03(5561)6200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松井 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番30号
【電話番号】	03(5561)6200(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 松井 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額63,763,347円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

- (1) 併合する株式の種類及び割合
当社の普通株式について、10株を1株で併合する。
- (2) 株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数
8,520,000株

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第2条に目的を追加する。
- (2) 当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定款第5条に定める。
- (3) 当社普通株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更するため、定款第8条を変更する。
また、会社法の規定及び株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を852万株に変更するため、定款第6条を変更する。
なお、定款第8条及び第6条の変更は、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に効力が生じることとする。
- (4) 会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等を除く取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第28条第2項及び第36条第2項に新設する。
- (5) 上記条文の変更、項目番号の追加、現行の規定内容を明確にすること、その他所要の変更を行う。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として廣瀬靖夫氏、本多修氏、松井慎一氏、前田隆文氏、芳野稔浩氏、松本誠氏及び川崎俊之氏を選任する。なお、松本誠氏及び川崎俊之氏は法令に定める社外取締役である。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として渡部英人氏を選任する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

当該株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任する塩谷和男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	15,948	27	0	(注)1	可決(99.35%)
第2号議案	15,936	39	0	(注)2	可決(99.27%)
第3号議案	15,941	34	0	(注)2	可決(99.30%)
第4号議案				(注)3	
廣瀬 靖夫	15,942	33	0		可決(99.31%)
本多 修	15,940	35	0		可決(99.30%)
松井 慎一	15,941	34	0		可決(99.30%)
前田 隆文	15,944	31	0		可決(99.32%)
芳野 稔浩	15,944	31	0		可決(99.32%)
松本 誠	15,943	32	0		可決(99.32%)
川崎 俊之	15,943	32	0		可決(99.32%)
第5号議案				(注)3	
渡部 英人	15,277	698	0		可決(95.17%)
第6号議案	15,244	66	665	(注)1	可決(94.96%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上